

燕市墓地、埋葬等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号。以下「法」という。)第 10 条に規定する墓地、納骨堂又は火葬場(以下「墓地等」という。)の経営の許可の基準その他の法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第 2 条 法第 10 条第 1 項の規定により墓地等の経営の許可を受けようとする者(以下「申請予定者」という。)は、当該許可に係る申請をしようとする日(以下「申請予定日」という。)の 60 日前までに、規則で定めるところにより、当該申請に係る計画について市長と協議をしなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による協議(以下「事前協議」という。)において、申請予定者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。

(説明会の開催)

第 3 条 申請予定者は、事前協議をした日の翌日から申請予定日の 14 日前までの間に、規則で定めるところにより、近隣住民等に対し、墓地等の計画に関する説明会を開催しなければならない。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。

2 申請予定者は、前項の説明会を開催したときは、速やかに当該説明会の開催の状況及び結果について市長に報告しなければならない。

3 市長は、前項の規定による報告があったときは、申請予定者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。

(経営許可の申請)

第 4 条 申請予定者は、規則で定める申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、第 2 条及び第 3 条の手続きを経た後でなければ行うことができない。ただし、第 2 条第 1 項ただし書又は第 3 条第 1 項

ただし書に該当する場合は、この限りでない。

(経営許可の基準)

第 5 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請を受けた場合は、次の各号のいずれかに該当する者による申請であって、第 10 条及び第 11 条の基準に適合し、かつ、経営の永続性、公益性及び非営利性が確保できると認めるときでなければ、当該申請に係る許可をしてはならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

(1) 地方公共団体

(2) 宗教法人法(昭和 26 年法律第 126 号)第 4 条第 2 項に規定する宗教法人(以下「宗教法人」という。)

(3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号)第 2 条第 3 号に規定する公益法人

(変更許可の申請)

第 6 条 法第 10 条第 2 項の規定により墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更の許可を受けようとする者は、規則で定める申請書を市長に提出しなければならない。

2 第 2 条から前条までの規定は、法第 10 条第 2 項の規定による墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更に係る許可について準用する。

(廃止許可の申請)

第 7 条 法第 10 条第 2 項の規定により墓地等の廃止の許可を受けようとする者は、規則で定める申請書を市長に提出しなければならない。

(工事完了届出及び検査)

第 8 条 法第 10 条の許可のうち経営の許可及び変更の許可を受けた者は、工事完了後、規則で定める届出書を市長に提出し、その検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る墓地等の工事の検査を行い、当該墓地等がこの条例又は他の法令等に規定する基準に適合していると認めるときは、その旨を当該届出をした者に通知するものとする。

3 第 1 項の検査を受けた墓地等の経営者は、前項の規定による通知を受けた後でなければ、当該墓地等を使用してはならない。

(みなし許可による届出)

第 9 条 法第 11 条の規定により、法第 10 条の規定による許可があったものとみなされた墓地又は火葬場の経営者は、規則で定める届出書を速やかに市長に提出しなければならない。

(設置場所の基準)

第 10 条 墓地及び火葬場の設置場所は、人家及び病院、学校、保育園、社会福祉施設その他の公共的な施設から 100 メートル以上離れていなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 申請地の境界から 100 メートル未満の範囲内にある人家にあっては所有者及び使用者から、病院、学校、保育園、社会福祉施設その他の公共的な施設にあっては施設の所有者及び経営者から墓地等の経営について同意を得た場合

(2) 地方公共団体が経営する墓地について、当該墓地の需要に応じてその区域を拡張しようとする場合

(3) 宗教法人が経営する墓地について、当該宗教法人の宗教法人法第 3 条に規定する境内地内(以下「境内地内」という。)において、当該墓地の需要に応じてその区域を拡張しようとする場合

(4) 前 3 号に定めるもののほか、公衆衛生その他公共の福祉の見地から市長が支障がないと認める場合

2 墓地及び火葬場は、飲用水を汚染するおそれのない場所に設置しなければならない。

3 納骨堂は、既存の墓地の区域内又は寺院等の境内地内に設置しなければならない。

4 墓地等の用地は、自己所有地でなければならない。ただし、法第 10 条第 1 項の許可又は同条第 2 項の変更の許可を受けた後、自己所有地になることが明らかな場合は、この限りでない。

(構造設備の基準)

第 11 条 墓地等の構造設備は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認める場合は、その一部を適用しないことができる。

(1) 墓地 次に掲げる基準

- ア 周囲を塀、柵、密植した生け垣等で囲み、境界を明らかにすること。
- イ 墓地内外に雨水等が滞留しないように、排水設備を設けること。
- ウ 墓地内の通路の幅員は、支障なく墓参することができるように、おおむね 1 メートル以上とすること。
- エ 給水設備及びごみ置場を設けること。
- オ 必要に応じて、門扉、管理棟、休憩所、便所、駐車場、緑地帯等を設けること。

(2) 納骨堂 次に掲げる基準

- ア 構造は、耐火構造とし、堂内の納骨設備には、不燃材料を用いること。
- イ 出入口及び堂内の納骨設備には、施錠装置を設けること。
- ウ 堂内には、換気設備を設けること。

(3) 火葬場 次に掲げる基準

- ア 周囲を塀、柵、密植した生け垣等で囲み、境界を明らかにすること。
- イ 火葬炉には、十分な能力を有する防臭及び防塵設備を設けること。
- ウ 場内には、管理事務室、待合室、遺体安置室、灰置場その他必要な附属施設を設けること。
- エ 遺体安置室及び灰置場の出入口には、施錠装置を設けること。

(経営者等の遵守事項)

第 12 条 墓地等の経営者及び管理者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 墓地等を清潔で衛生的に保つこと。
- (2) 施設が破損した場合は、速やかに修理すること。

(改葬許可の申請)

第 13 条 法第 5 条第 1 項の規定により改葬の許可を受けようとする者は、規則で定める申請書を市長に提出しなければならない。

(勧告)

第 14 条 市長は、第 2 条から前条までの規定に違反した者に対し、必要な勧告をすることができる。

(許可の取り消し)

第 15 条 市長は、法第 19 条に定めるもののほか、法第 10 条第 1 項又は第 2 項の規定による許可(以下「許可」という。)を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該墓地等の経営の改善その他必要な措置をとるべき旨を命じ、又は許可を取り消すことができる。

(1) 墓地等の計画の内容又は許可に係る申請の内容に虚偽があったとき。

(2) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は許可に付した条件に違反したとき。

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、次項に定めるものを除き、この条例の施行の日以後に行われる申請に係る許可について適用し、この条例の施行の前に行われた申請に係る許可については、なお従前の例による。

3 第 2 条、第 3 条及び第 4 条第 2 項(これらの規定を第 6 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定は、平成 24 年 6 月 1 日以後に行われる申請について適用する。